

特定健康診査の実施について

平成20年4月に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）が施行され、全国健康保険協会を含む医療保険者に対して、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査と特定保健指導の実施が義務付けられました。生活習慣病予防健診等には、特定健康診査の項目が含まれています。

保健指導の実施について

保健師等が健診後の健康サポート（保健指導）を行っています。

生活習慣病予防健診等の結果からメタボリックシンドロームの予防が必要と思われる方を中心に、生活習慣を見直すための保健指導を全国健康保険協会の保健師等や業務委託をしている保健指導機関が行っています。

【保健指導に関する個人情報の共同利用について】

全国健康保険協会では、保健師・管理栄養士等が保健指導を行うにあたり、個人情報（保健指導対象者のお名前、特定保健指導支援コース）について、事業所にお知らせし、保健指導の勧奨及び日程調整をしていただくために、それらの情報を事業所と共同利用します。

なお、共同利用を希望されない場合には、お手数ですが、最寄りの協会支部までお申し出ください。

詳しくはホームページをご確認ください。

協会けんぽ 共同利用

検索

個人情報の利用目的について

全国健康保険協会では、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づいて、保有する個人情報の利用目的を定めています。

【保健事業及び福祉事業に関する利用目的（抄）】

- ・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談の実施
- ・健診（事業者健診結果の取得を含む）、保健指導等の勧奨業務
- ・生活習慣病等の受診勧奨及び重症化予防事業
- ・健康の保持増進・福祉の増進のための必要な事業

詳しくはホームページをご確認ください。

協会けんぽ 個人情報の利用目的

検索

よくあるお問い合わせ

Q. 対象者一覧に印字されていなくても、受診対象者に該当する被保険者（本人）であれば受診できますか？

A. 受診できます。印字されていない方で受診対象者に該当するかどうかは、協会けんぽのホームページでご確認いただくか、協会支部までお問い合わせください。また、協会けんぽのホームページの情報提供サービスから対象者一覧をダウンロードすることでも確認できます。